『桑華蒙求』 管見

―― 編纂素材と後続書への影響の一斑から ―

X = 5

に依れば正徳年間(一七一一一六)には印行されていたのではに依れば正徳年間(一七一一一六)には印行されていたのでは洗子桃原埜沂魯南甫識)には「正徳扶嚮八月」とある。それの編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『豪華蒙求跋」の編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『豪華蒙求跋」の編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『蒙求』や本朝のの編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『蒙求』や本朝のの編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『蒙求』や本朝の「桑華蒙求序」は宝永七年孟夏付であり、唐土の『蒙求』や本朝の「桑華蒙求序」は宝永七年孟夏付であり、唐土の『蒙求』や本朝の「桑華蒙求序」は「六五三一一七三〇)を持ていたのでは、「八五三一一七三〇)を持ていたのでは、「八五三一一七三〇)を持ていたのでは、「八五三一一七三〇)の編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『東京』といる。

その後、本書は天保十五年(一八四四)にも木活字版に依りないかと思われる。 本 間 洋 一

―――但し稿者の出典調査と一致しない処も多少あるが ――て閲覧できる。これは出典研究の嚆矢としても画期的でありである。現在その一揃えが岡山県総合文化センターに寄贈されし、簡易製本にして、同好の士の数名に配布されたもののよう成三年十月)がある。いずれも原稿用紙に手書した上電子複写

ないかと考える。『桑華蒙求』研究の出発として稿者は高く評価されるべきでは

たのは稿者である)。

おのは稿者である)。

「書名の一部を補うカッコ部分を付し掲げられている。先ず〔本朝書史〕として記されているものを掲げられている。先ず〔本朝書史〕として記されているものを表求引書」として、日本・中国の二国別に使用文献のリストがさて、本書には巻頭に二篇の序と凡例の後に「新撰自註桑華

草抄 物語 万葉集抄 木和歌抄 日本書紀 本朝文粋 倭漢朗詠集註 続日本紀 八代集抄 古今著聞(集) 栄華物語 百人一首抄 釈日本紀 宇治大納言記 江談抄 枕草子 袋草子 源氏物語抄 三代実録 元亨釈書 江記 徒然 大和 夫 連

> 東鑑 歌新式 公卿補任 今昔物語(集) 世継物語 保元平治物語 大系図 増鑑 高名録 続古事談 源平盛衰記 太平記大全 難太平記 (本朝)一人一首 平家物語 十訓抄 鎌倉大草子

海(全書) 本朝蒙求 本朝人物志 扶桑僧宝伝史館茗話 図絵宝鑑続編伝 天文雑説 三国筆将軍家譜 羅山文集 (本朝)神社考 本朝医考

扶桑隠逸伝

ては付言しておきたい。『図絵宝鑑続編伝』は恐らく明・韓昂

右の掲載書につき、稿者の視点から若干気になるものについ

は『本朝書籍目録』に「高名緑 一巻 江帥抄」と見えるものある(本書編纂者の思い違いに依るだろう)。また、『高名緑』撰のもので、〔本朝書史〕ではなく〔中華経籍〕に移すべきで

を指すだろうか。とすれば、『河海抄』や『読経口伝明鏡集』

可能性も皆無とはいえないが)の可能性もあるということになない書であるから孫引き(猶、本書編纂当時存し披見していた一年)、『本朝語園』などにも引かれるものの、今日伝本を聞かに引用され(和田英松『本朝書籍目録考証』明治書院・昭和十

るまいか。『天文雑説』は現今では吉田幸一蔵本が天下の孤本

か。同五年版他無刊記本もある)の利用も少々珍しいと言って戸常陽〈真幸正心〉撰。全二十巻。慶安三年〈一六五〇〉初刊用いられたものであったのかも知れない。『三国筆海全書』(木が、『本朝語園』引用書の一書でもあったから、この頃はよく(古典文庫配本番号六二八〈平成十一年三月〉)とされている(古典文庫配本番号六二八〈平成十一年三月〉)とされている

鑑古録

良いであろうか。

次いで〔中華経籍〕として挙げられているものを掲げる。 小名録 活法 要 梁伝 真宝(後集) 論語疏 正字通 搜神記 文献通考 柳河東文集 詩人玉屑 開天(天宝)遺事 十八史略 史記 排韻氏族 揮麈録 孟子 因話録 世説(新語) 潜確居類書 三体詩備考 国老談苑 黄山谷詩集 前漢書 列女伝 詩経翼 五車韻瑞 江行雑録 説郛裏 無寃録 後漢書 事文類聚 法原捷緑 書言故事(大全) 春秋左氏伝 劉貢父詩話 古文(真宝)前集 続韻府 文選 法書要録 (山中)一夕話 淮南子 新唐書 続蒙求(分註) 瑯琊代酔編 韓昌黎文集 楽府雑録 (春秋)穀 瀛奎律髓 画禅 蒙珠 水 貞観政 古文 円機 灰

僧史略 祖庭事苑 石門文字禅 教乗法数学入門 本草綱目 医学正伝標註 (景徳)伝燈録

『国老談苑』(宋・王銍)『楽府雑録』(唐・段安節)『因話録』後半には余り馴染みのない書名が並んでいるように思われる。なにいらについてもやはり言及しておきたいものがある。殊に

韻瑞』(明・凌稚隆。百六十巻)などといった大部の類書が利

陳仁錫。二十巻)『円機活法』(明・王世貞。二十四巻)『五車

できれば幸いである。
お書名を孫引であるにも関わらず掲げている可能性も皆無とは言えないのではあるまいか)。稿者には猶、『劉貢父詩話』『法に書名を孫引であるにも関わらず掲げている可能性も皆無とは用されているということであろうか(こうした類書中に引かれ

本書の編纂はまずは基本的に以上のような書籍を利用して成ったと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止たと考えて良いだろう。

Ξ

ととしよう。単独の典拠としてよく用いられているものには、まずは、対の偶数番に見える中国故事の様相から見てゆくこ

例えば、

ターンをいくつか具体的に採挙げて記してみよう。の文を断章し取合わせて用いることも少なくない。以下そのパ利用することも多いのであるが、一方で、これらの複数の書籍のような極めてオーソドックスな作品があり、本文をそのままでは、 古文真宝 世説新語

祝曰、趙宗滅乎、若号、即不」滅、若無」声。及」索竟無」声、顔有」遺腹子武」。賈聞」之索」於宮中」。夫人置」児袴中」、香秋時有」趙夙者」、事」晋。夙生」成子嚢」、寝生」宣子盾」、春秋時有」趙夙者」、事」晋。夙生」成子嚢」、寝生」宣子盾」、春秋時有」趙夙者」、事」晋。夙生」成子嚢」、寝生」宣子盾」、

ることは一目瞭然であろうと思う。『十八史略』からの、後半は『史記』からの引用で成立っていこの文は、左記に掲げるように、前半「朔有」遺復子武」」迄は

已脱。

朔有,[遺腹子武]。賈索,之不,得。……。成子衰]、衰生;[宣子盾]、盾生朔。大夫屠岸賈滅;朔之族]。趙之先本与,秦同姓。……春秋時有;趙夙者;事,晋。夙生;

(『十八史略』巻一・春秋戦国・趙)

不、滅、若無、声。及、索児竟無、声。已脱……。索、於宮中、。夫人置、児絝中、、祝曰、趙宗滅乎、若号、即趙朔妻成公姉。有、遺腹、、走、公宮、匿。……屠岸賈聞、之、

蜀志。諸葛亮字孔明、瑯邪陽都人。躬耕『隴畝』、好為』梁求』から、Cは『十八史略』からの抄出と知られるであろう。主」から「為』丞相」」迄の部分(B)、そして、「史称」以下主」から「為」丞相」」迄の部分(B)と「先との文章の素材源は、初めから「隴畝」迄の部分(A)と「先

(『蒙求』 3 孔明臥龍)

父吟 。……先主曰、孤之有 孔明 猶 魚之有 水也。

······及¸称;,尊号;、以¸亮為;,丞相;。·····。

是卒。如,其言,、諡,忠武,。
是卒。如,其言,、諡,忠武,。
是卒。如,其言,、諡,忠武,。
是卒。如,其言,、諡,忠武,。
是卒。如,其言,、諡,忠武,。
是卒。如,其言,、諡,忠武,。

(『十八史略』巻三・三国・後皇帝)

起日、此愈,我病,。数加,厚賜。
起日、此愈,我病,。数加,厚賜。
起日、此愈,我病,。数加,厚賜。
起日、此愈,我病,。数加,厚賜。。
起日、此愈,我病,。数加,厚賜。。

と「典略」以下(D)の四つの部分から成ると考えて良い。そ「不責之」迄の部分(B)、「為」より「記室」迄の部分(C)この文も、冒頭から「字孔璋」迄の部分(A)、「避難」から

して、 から、Bは『和刻本六臣注文選』(汲古書院刊行の慶安五年 〈一六五二〉刊本を利用)の注文からの抄引であることが知ら これらの部分は、次に掲げるように、 ACDが 『蒙求』

殊健、 所」定、 病。 祖出。 頭風」。是日疾発、 作。典略曰、 以||琳瑀|為||司空軍謀祭酒|管||記室|。軍国書檄多琳瑀所 袁紹使,典,,文章,。袁氏敗、帰,,太祖,。太祖愛,,其才,、並 魏志。広陵陳琳字孔璋、陳留阮瑀字元瑜。 数加:|厚賜|。太祖嘗使||瑀作\書与:|韓遂|。 微為||繁富|。元瑜書記翩々致足\楽。 而竟不」能|増損|。魏文帝与||呉質|書曰、 因於,,馬上,具,草、書成呈,之。太祖攬,筆欲,有, 琳作,諸書及檄,、草成呈,太祖,。太祖先苦, 臥読,,琳所,作、翕然而起曰、 琳避 |難冀州|。 孔璋章表 時従二太 此愈..我

(『蒙求』59原琳書檄)

告知非天子之意輕忽也不偏聞可急下機書告之使 日道使成為陛下之意無為輕也恐必為之人蠻夷使以為此一之意無為輕日。更為成皆忽 擾也 言農時 相如自謂也近縣近蜀之縣也 民不編開放到逐下縣道書日或急也 煩擾百姓已親見此恐遠所

表紹教豫州善日。朝山都 了王避難冀州家本初便典文章作 此数以告劉備言曹 公失德不进 日。表 翰日琳

在旅上一个可不發曹 而已。何切上及父祖 公日物告為本初移書但可罪狀於附且圖本初也後級敗琳題曹公博 公愛其才不賣之

謝罪日本

文選 四十四

五

(『和刻本六臣注文選』巻四四)

でも確認される。「洛神凌波」(『桑華蒙求』巻下・12)は有名 ではなく付された注そのものが利用されることは次のような例 右のように『和刻本六臣注文選』については、その本文のみ 「洛神賦」に因む故事で次のように記されている。

魏曹植字子建、

魏武帝第三子也。

初封,,東阿王,、後改封,

雍丘王」。 賦曰、 洛神謂溺二於洛水,為、神也。 揚。軽袿之綺靡一、 翳_脩袖 植有、所、感、 以延佇、 体迅 託而賦 飛

りである。 らの抄出と、 所収「洛神賦」の作者「曹子建」下の李周翰に依る人物注記か この文は、初めから「雍丘王」、「洛神……賦焉」、 の三部から成り、『文選』の巻一九(十八丁、二十三丁) 飄忽若」神、 賦本文からの抜萃であることは下記に提示する通 陵」波微步、 羅襪生」塵。 一云々。 「賦曰……云

を果たすものであったかが察せられる(それは時に安易さとう 検引するまでもなく、注釈本の記述がいかに簡便で有用な役割 引『魏志』)に見えると知られていようが、それらをわざわざ 思王植伝)に詳しく、要略も『世説新語』(文学第四・66話所 つるかも知れないが)。 曹植の伝と言えば恐らく先ず『三国志』(巻一九・魏書・ 陳

記されている。 例えば「陶潜帰去」(『桑華蒙求』巻下・19) 注釈本の利用と言えば、『古文真宝』の場合も同様である。 には次のように

朱文公云。 帰去来詞、 乃晋陶潜渕明之所、作也。 潜為二彭沢

『桑華蒙求』管見

洛神風此處養氏 曹子建南月魏曹植宗子建,魏武帝东

黄初三年余朝京師還濟洛川古人有言斯水處無賊后期節見之及爲洛神賊 之神各月安好節日黄切文帝年號京師洛陽 仍以枕審進植選樓輕投息洛水仍以枕審進植選樓輕大人一題都后幾死帶意尋悟用留宴做后王樓金帶扶植見之不覺泣下時想廢寢與食黃初中人朝帝云植甄想廢寢與存官中即將植殊不平畫思夜回與五官中即將植 水為神也植有所感託而四馬 月記日植 初求 難送女 上四思既民忽若有見遊迷其事作 不送后 太

詞目余從京師養作言歸東流海三年立植為處宋玉對楚王說議等神女之事送作斯城其人人不不下多女也還還雍丘也斯水洛水也

神陵五是波微步羅韓出生軍生馬言神人異 桂·三之綺麗粉惟油以延停贈迅飛見飄忽若 處此熟無依爛之鼎故 歎誠之以感陳王邦 華代星各在河之後與織女相區故云獨勝到 大文選十九 即神而言若者夫強萬靈之換稱言若 于三

三七

也淮南子

日聖人

吾安能為;|五斗米,|折,腰、向,|郷里小児,|耶。即日解,|印綬,県令,。時郡守遣,|督郵,|至。吏白、当,|束帯見,」之。潜歎曰、

其詞義夷曠蕭散。雖,楚声,而無,尤怨切蹙之病,。靖節徴士,。欧陽公言、両晋無,文章,、幸独有,此篇,耳。恥,事,二姓,。遂不,復仕,。宋文帝時、特徵不,至。卒諡,帰去、遂作,此詞,以見,其志,。後以,劉裕将,移,晋祚,、

次に類書の活用の一斑についても触れておきたい。「望帝杜た注記と完全に一致するのである。 (゚゚) 以下の文章は『諺解大成』本の「帰去来辞」題下に記され

(『箋解古文真宝後集』でも良い)あたりかと考える。「朱文公

后封,|其支庶於蜀|。始称,|王者、自名,|蚕叢|、次伯潅、次蜀之先肇,|於人皇之際|。黄帝子昌意娶,|蜀人女,|生,|帝嚳|。鵑](『桑華蒙求』巻上・4)は次のような文である。

魚鳧、后王曰:|杜宇|、号|,望帝|。荊人鼈霊其尸随,水上至||

霊|号||開明|。遂自亡去、化為||子規|。蜀人聴||其鳴|日、汶山下|。見||望帝|立為」相。自以徳不」如||鼈霊|、禅||位鼈

三八

我帝魂也。

の「鳥生..社宇之魄..」とある劉渕林注)『蒙求』(22鼈令王蜀)名な故事そのものは、例えば、『文選』(巻四・左思「蜀都賦」の望帝(杜宇)が没して子規(時鳥)と成ったというこの有

である。『円機活法』(巻二三・飛禽門・子規)ではないかと思われるの

言及されているのだが、本書本文に最も近いのは実は次に記す

望帝魂

自以徳不」如「鱉霊」。禅」位鱉霊」。号「開明」。遂自亡去、鱉霊、其尸随」水、上至「汶山下」、見「望帝」。立為」相。(キヒ)、次伯潅、次魚鳧、后王曰「杜字」、号「望帝」。荊人女」生」帝嚳」。后封「其支庶於蜀」。始称「王者、自名」蚕安」生」帝と。

化為;;子規;。蜀人听;其鳴;曰、我帝魂也。

〈注。文中「鱉」字は「鼈」に同じ(異体字)で、「听」

と「聴」は通用)

調査を重ねる必要があるであろう。なくないということが背景の一端になくもないが、今後更なるの影響についても必ずしも明らかではない。類似の故事書も少の影響に見える中国故事が、後続書の記述とどう絡むのか、そ

四

日本書紀 平家物語或は源平盛衰記 十訓抄 元亨げるとすれば、次のようなものであろうか。に触れておきたい。本朝の書籍で比較的利用度の高いものを挙次に対の奇数番に見える日本の故事につき、その記事の一斑

釈書 本朝神社考 日本古今人物史 本朝蒙求日本書紀 平家物語或は源平盛衰記 十訓抄 ニ

『本朝神社考』(上之一・賀茂)に見える。

本朝語園

言えないが、近世に入って編された後半の四著にやや新鮮味を中世以前の書(刊本)の利用については殊に特色あるものとは『平家物語』(或は『盛衰記』とも)『十訓抄』『元亨釈書』など、前半の『日本書紀』(その注書『釈日本紀』の利用も散見する)

『桑華蒙求』管見

関うことも可能と言うべきか。就中『日本古今人物史』(宇都寛変庵。寛文九年〈一六六九〉刊)『本朝蒙求』(菅仲徹。貞享宮遯庵。寛文九年〈一六六九〉刊)『本朝蒙求』(菅仲徹。貞享宮遯庵。寛文九年〈一六六九〉刊)『本朝蒙求』(菅仲徹。貞享宮遯庵。寛文九年〈一六六九〉刊)『本朝藤郎に利用している点には意でおめておいて良いかも知れない。既に『本朝蒙求』の小考ででしも所謂原拠書に限定されるものではないことが少なくないでもあるが、本書の場合も人物説話等の典拠は必ずしも所謂原拠書に限定されるものではないことが少なくないでした。 で当めておいて良いかも知れない。既に『本朝蒙求』の小考でを留めておいて良いかも知れない。既に『本朝蒙求』の小考でではも所謂原拠書に限定されるものではないことが少なくないがけたが、以下ではそうした書承の流れの中における『桑華いわけだが、以下ではそうした書承の流れの中における『桑華の人では、即か長いが、賀茂神社をめぐる次のような記事がであることも可能と言うべきか。就中『日本古今人物史』(宇都の人では、即か長いが、賀茂神社をめぐる次のような記事がでいる。

具,酒膳,宴;里夫,。令,见持,杯、試告言、以,此杯,置,汝父母議以為、世豈有,無,父母,。以為,匿而不,言。児三歳時、母問,其夫,。女曰、無,父母,。以為,匿而不,言。児三歳時、以母,其夫,。女取帰,家、挿,之檐牙,。已而女娠産,男。父鴨羽加,筈。女取帰,家、挿,之檐牙,。已而女娠産,男。父

降為」神。 之女也。 変成:|槻樹|。母氏降:|樹下|為」神。今賀茂中宮是也。児又 時登」天。今之賀茂中祠、昔為11田中1時、 賀茂氏』〈鴨、和訓賀茂〉。於」是児化為」雷上」天、母又同 所 | 。父母及諸人怪焉。僉曰、此矢鴨羽、宜 | 姓 | 此児 | 為 = 後令||児送レ杯。児取レ杯、穿||稠人||出」堂、置||簷上鴨箭 父所,。其得,杯之人、乃児父也。於,是大会,郷人,、数爵 所,化也。(下略 矢者、今松尾大明神是也。神書抄云。丹塗矢者、大己貴之 日、我是天神之子也。飛而上」天。是即別雷神也。其丹塗 不、知、其父為、誰也。 茂御祖、上賀茂別雷。御祖神者号」玉依姫」。賀茂健角身命 玉依姫採、矢夾、屋上、。頃之有、身、遂生、男子、。 此盃可」与||汝父|。時児擲||盃于虚空|、踏||破家屋 或時逍|,遥于瀬見小河辺|。有|,丹塗矢|、自|,河上 賀茂上宮是也〈日本僧史〉。公事根源云。下賀 一日謀聚;,里人,設,宴、授,,盃于男 田主播、秧其苗俄

「玉依」、「採ュ矢」の「矢」、「為ュ誰」、「大明神」の「大」、「是夾矢)の本文であり、更にその記事の贅言(「或時」「白ュ河上」ま抜出して作られているのが実は『桑華蒙求』(巻下・13玉依この記事の後半の傍線部(即ち『公事根源』所引文)をそのま

が見える。 (16)

林読耕斎の『本朝遯史』(巻下・紀俊長)に次のような記述

求』(巻上・2玉依夾矢)の本文である。しこの変更は好ましくないが)たりしたものが、次の『扶桑蒙しこの変更は好ましくないが)たりしたものが、次の『扶桑蒙文字を改め(「授...盃于男子.」を「採..杯于男子.」とする)、也」)を削り、わかり易く言換え(「有.身」を「有.娠」とする)、

ない。 十月刊。東都書肆〈江戸下谷御成道〉青雲堂英文蔵梓)は著し この『扶桑蒙求』(岸鳳質著。全三巻。天保十四年〈一八四三〉 いかと思われる程なのであるが、それとは異なる場合もなくは く『桑華蒙求』の影響を受けており、大部分がその抜書ではな 謀聚,|里人,|設,|宴、採,|杯于男子,|曰、此盃可,与,|汝父,|。 夾,」屋上,。頃之有,娠、遂生,男子,。 下賀茂御祖上賀茂別雷御祖神者、号言玉依姫一。 上、天。是即別雷神也。其丹塗矢者今松尾明神。 児擲:|杯于虚空|、踏:|破家屋|日、我是天神之子也。 命之女也。逍;遥瀬見小河辺;、有;丹塗矢;流下。 不」知,其父,也。 賀茂健角身 姫採 飛而 時

書、善,詠歌,、叙,從三位,。後小松帝有,詔采,其歌詞,者俊長者世世居,南紀,。為,日前国懸宮之神職,。俊長喜読,

古今集各載之。
古今集各載之。
古今集各載之。

(傍点部分参照) ものなのであった。 (傍点部分参照) ものなのであった。 (傍点部分参照) ものなのであった。

紀俊長者肥前国県官之神職也。嗜「詠歌」、叙「従三位」。後

『桑華蒙求』管見

を改めると言う他あるまい。当てられねばなるまいが、その更なる詳細については、今は稿名があり、今後も全三百話を越えるそれらの一つ一つに照明があ、本朝故事の書承の在りようについては、更に様々なケー

$\overline{\mathcal{H}}$

出」自,音人,。従四位信濃守成衡子也。世継,儒業,。曽祖その由来の経路が必ずしも明らかでない(或は誤伝かと思われる)ものも見えるようだ。最後にその一節に触れておきたい。る、上二位権中納言大江匡房、博学治聞、並工,詩歌,。家系正二位権中納言大江匡房、博学治聞、並工,詩歌,。家系ところで、本書の中には従来知られている話柄とは異なり、ところで、本書の中には従来知られている話柄とは異なり、

り」だと言ったのは、『桑華蒙求』に記す「匡房」などではな

人称,,江帥,,不,名。

人称,,江帥,不,名。

人称,,江帥,不,名。

人称,,江帥,不,名。

と漢,,籍〉也。何翅為,,己有,焉。匡房拜,,太宰府帥,。故時整頓、標軸印記。人問,,其故,。答曰、予是江家文預〈猶,至衡,,江帥,不,名。

『江談抄』(第一・48亡考道心事、第二・17音人卿為|別当|時長文中に出てくる「江家の文預」という故事は実は次のように

岡獄移||洛陽||事)に見出せるものである。

ども、能く伝家の文書の条々、書写を為して加へらるるの身において学びて抜群ならしむるは、先考無才為りといへ

致すところなり。先考は明障子をもって四面に立て、その

申され侍りし。青侍四人をもつて件の障子の中に置き、一らるるなり。常には「我はこれ江家の文預かりなり」とぞ損じ失せたるところには、必ずその本を尋ね求めて共継せ中に家の文書を曝涼し、皆ことごとく印を捺せり。また、

年月を送る。後代の物語なり。披露せらるべからざるか、継ぎ立たしめ、一人には書き継がしむ。かくのごとくして人には続飯を糊せしめ、一人には文を披かしめ、一人には

但し、『江談抄』新大系本の注に指摘する通り、「江家の文預か

(第二・17)

本書著者が『江談抄』の記事を誤解したものなのか、と思って故時 に他ならない。ではこの齟齬はいかにして生じたものなのか。〈猶〉 く、その「父の成衡」であり、蔵書の修補や印を押したのも父

の次の如き記述に逢遇した。いたところ、本書に先行する『本朝語園』(巻四・19江家文預)

印ヲ捺シテ、是ヲ重ズル事極リナシ。或人故ヲ問ケレバ、江匡房常ニ累代文書ヲヒラキ其朽損ズルヲ悉クミナ修理シ

猶、この誤りの渕源は他にもあるのかも知れない、という思いところこの記事が管見では最も古いものではないかと思うが、匡房が「江家ノ文預」であると述べたものとしては、現在迄の「外人ハ江家ノ文預ナリトゾ。

を未だに払拭できないでいる。

注

(一七二九) 五月二日に退くが、その五十年間に及ぶ治世には、主。延宝七年(一六七九)八月十四日に襲封し、享保十四年収納高は一万二千~四千石台であったようである)四代目藩(1)木下利貞の嫡男。足守藩二万五千石(但し、台定の頃の年貢

て聞こえ、岡山県史の中でも名君と称えられている。 と宝・享保の大飢饉や三度にわたる江戸屋敷の炎上、また公 の頃より文学(学問)に志し、日夜史書を繙く好学の人とし の頃より文学(学問)におし、日夜史書を繙く好学の人とし の頃より文学(学問)におし、日夜史書を繙く好学の人とし の頃より文学(学問)におし、日夜史書を繙く好学の人とし の頃より文学(学問)におし、日夜史書を繙く好学の人とし

- じているので参照されたい。『桑華蒙求』が『本朝蒙求』の大きな影響の下にあることを論(2)拙編著『本朝蒙求の基礎的研究』(和泉書院・二○○六年)で、
- (3)稿者の披見したのは京都大学図書館蔵本(61-ソー6。全三冊)で、書名題簽は篆書。総二十六・七センチ、横十八・九モンチの大本で、表紙の色は朱色。木活字を使用しているもっの活字がやや痩せて不分明なところも少々ある。送り仮名・ルビ・返り点等はすべてない無点本で、下冊末尾には以下の高いビ・返り点等はすべてない無点本で、下冊末尾には以下の満撃求一、比...類和漢之故事...也。 其書非...唯重蒙之益...、大方之為蒙求,、此..類和漢之故事...也。 其書非...唯重蒙之益..、大方之為蒙求, 此...類和漢之故事...也。 其書非...唯重蒙之益..、大方之為蒙求, 此...類和漢之故事...。刻本今存者尠矣。今茲長唇人亦於...検..和漢比偶..、大有...益。刻本今存者尠矣。今茲長唇之餘暇、以,活字,印...数十部.、頒...同时,以省...謄写之労,耳。
- (4)福田宇中箋註、林正躬訂正(全三冊)。浪華書林〈積玉圃 積

『桑華蒙求』管見

- 解大成』(或は『箋解古文真宝後集』)に一籌を輸すべきものるが、注記の様態が一致するという点では『古文真宝後集諺(6)猶、「帰去来辞」は『文章軌範』(巻七)などにも採られてい

10

日,,望帝,」。 俗説曰、宇化為,,子規,。子規、鳥名也。蜀人聞,,子規鳴,、皆紹記曰、昔有,,人、姓杜、名字。王,,蜀。号曰,,望帝,。字死。

と考えられる。

帝号」、復称」王」には少し類似する部分もある。
見」蜀王杜宇」。立以為」相。杜宇号」望帝」。自以徳不」如」鼈(8)「蜀王杜宇」。立以為」相。杜宇号」望帝」。自以徳不」如」鼈(8)「蜀王本記曰、荊人鼈令死。其屍流亡、随」江水」上至」成都」、

た)もかなり近い。

(9)「蜀之為」国、肇、於人皇、、与、巴同、囿。至,黄帝為,其子昌意、娶。蜀山氏之女、、生,子高陽。。是為,帝嚳。。封,其支庶於蜀、、娶,蜀山氏之女、、生,子高陽。。是為,帝嚳。。封,其支庶於蜀、、娶,蜀山氏之女、、生,子高陽。。是為,帝嚳。。封,其支庶於蜀、、致,民務,農。……七国称、王、杜宇称、帝。号曰,望帝,。……教、民務、農。……七国称、王、杜宇称、帝。号曰,望帝,。……教、民務、農。……七国称、王、杜宇称、帝。号曰,望帝,。……贫,不其乃,望帝,。此,以除,水害,。帝遂委以;安,蜀之為,国、肇、於人皇、、与、巴同、囿。至,黄帝為,其子昌意,改事,。法,充舜禅授之義,、遂禅,位於開明。。至,黄帝為,其子昌意,以事,以,以除,水害,。

- 位号曰:叢帝: 。……」。而力:|農務: 、迄:今巴蜀民農時、先祀:|杜主君開明: 。(開明)
- 『渕鑑類函』〈巻四二八・杜鵑〉所引の『太平寰宇記』に依っ霊妻乃禅」位亡去時、子鴂鳥鳴。故蜀人見」鵑鳴」而思「望帝」。を立以為」相。後帝自以其徳不」如」鼈霊」。因禅」、住見」望帝」。帝立以為」相。後帝自以其徳不」如」鼈霊」。因禅」、住見」望帝」。帝立以為」相。後帝自以其徳不」如」鼈霊」。因禅」、上見」望帝」。帝立以為」相。後帝自以其徳不」如」鼈霊」。因禅」、「寰宇記。蜀之先肇」於人皇之際」。其後有二王者」曰杜宇」、称」「寰宇記。蜀之先肇」於人皇之際」。其後有二王者」曰杜宇」、称」
- 《江介曰:子規、蜀石曰:杜字。望帝杜字者、蓋天精也。李膺《江》「江介曰:子規、蜀石曰:杜字。,母曰:南朔氏。。明州有:一人、、化従:井中:出、蜀志曰、望帝称:王於蜀。。時荊州有:一人、、化従:井中:出、蜀志曰、望帝称:王於蜀。。時荊州有:一人、、化従:井中:出、蜀太曰:、難霊乃鑿;巫山、開:三峡、降,丘宅,土。人得,陸民墊溺。鼈霊乃鑿;巫山、開:三峡、降,丘宅,土。人得,陸居、蜀人住;江南羌住城北、始立;木柵;。周三十里。今:1、鼈层、蜀人住;江南羌住城北、始立;木柵;。周三十里。今:1、鼈层、蜀人住;江南羌住城北、始立;木柵;。周三十里。今:1、整河、蜀大田;社字。望帝杜字者、蓋天精也。李膺、江介曰:子規、蜀石曰:杜字。望帝杜字者、蓋天精也。李膺、江介曰:子規、蜀石曰:杜字。望帝杜字者、蓋天精也。李膺、江介曰:子規、。至,春則啼、聞者悽惻」。
- 乃シ望帝是ヲ立テテ相トス。其頃巫山崩テ江ヲ甕グ。蜀国ノ楚ニ死シテ尸ヲ河ニ投ニ泝テ汶山ノ下ニ至リ、忽ニ蘇ヘル。(12)「(蜀王本記)杜宇ハ蜀ノ望帝ノ名ナリ。初メ鼈霊ト云フ者ノ

16

(13)「望帝化』杜鵑」〈蜀之先肇』於人皇之際」、至,黄帝」子昌意娶」、任,帝學」。後封』其支庶於蜀、、歷』夏殷周」始称」王蜀人女」、生,帝譽」。後封』其支庶於蜀、、歷』夏殷周」始称」王曰,杜字称」帝,。次曰,柏潅、、次曰,魚鳧。 其後有,王曰,杜常、自名。蚕叢。。次曰,柏潅、、次曰,魚鳧。 其後有,王曰,杜常、水上、荊人求」之不」可,得。繁霊至,汶山下」、忽復見,望随,水上、荊人求」之不」可,得。繁霊至,汶山下,、忽復見,望随,水上、荊人求」之不,可,得。

- (4)注(2)所引拙編著参照
- (15) 猶、類似の故事は『釈日本紀』(卷九所引『山城国風土記』)に、類似の故事は『釈日本紀』(巻九所引『山城国風土記』)
- の意であって「朝夕」の意ではないのであるから、『遯史』本のを意識しての変更と思えるが、勿論この「朝」は「朝廷」恐らく対になる前文中の「朝則以.[宏才博学] ……」とあった(打)但し、妙な変更もある。末尾の「夕則以.[優遊自得] ……」は

(平成十七年十一月十九日・於大阪大学)で「『桑華蒙求』編纂素材〈付記〉 本稿の内容については和漢比較文学会第九十八回例会

ことにした)。

の一端から」と題して口頭発表した(但し一部省略。また、当日